

商店街の みなさま

商店街支援補助金

(平成25年度予算 地域中小商業支援事業)

商店街の行う活性化に向けた取組に補助金が出ます。

- ①商店街の行う集客力向上及び売上増加に効果のある取組、②地域コミュニティのために行う取組、③構造改革への取組

各地方の経済産業局が、相談窓口です。

地域中小商業支援事業は、各地方の経済産業局が相談窓口です。

▼ 以下のような、地域商店街の積極的な取組に使える補助金です ▼

①商店街の活力を上げたい (商店街活力補助金)

空き店舗活用事業や賑わい創出のイベントなど、商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する集客力向上及び売上増加に効果のある取組を支援します。

- 例) 空き店舗を活用し、地域資源を活用したアンテナショップを開きたい。
- 例) 商店街の来街者を増やすためにお祭りを行いたい。

補助率: 補助対象経費の1/3~2/3

* 補助率が2/3になるためには「地域商店街活性化法」の認定を受ける必要があります。



②地域コミュニティに貢献する商店街にしたい (商店街コミュニティ再生補助金)

子育て支援や高齢者の社会生活支援など、商店街が実施する地域コミュニティの機能再生に向けた取組を支援します。

- 例) 子育て支援施設や高齢者の交流施設を整備したい。

補助率: 2/3

* コミュニティ施設の整備には商店街組織と民間事業者との連携体での申請が必要です。

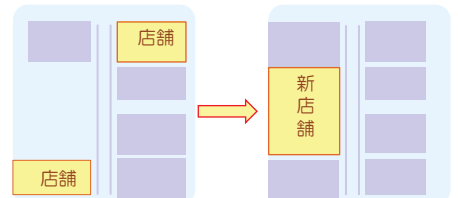
* 事前にコミュニティ施設に対する地域のニーズや事業継続性についての調査が必要です。(調査も補助の対象となります。)



③商店街の構造改革を進めたい (商店街構造改革補助金)

役目を終えたアーケードの撤去や、未利用地への店舗の集約など、外部環境の変化に適合した形で商店街の構造改革を進める取組を支援します。

- 例) 不要となった店舗を集約化して、維持費にかかっていたお金を次世代への投資に活用したい。



補助率: 2/3

商店街の声発!

- 商店街から人がいなくなるというのは地域コミュニティが廃れるということ。これを防ぐ支援が必要。
- 商店街が持っている役割には物を売り買いする経済的役割、人が出会う場所である社会的役割、情報を発信するという文化的役割がある。そういう意味でハードとソフトは両輪。それにプラス、ハート。こうした部分を是非とも行政の方にも考えていただきたい。